

## 第37回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 6月26日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                           |     |
| 第 2 | 会期決定について                                 |     |
| 第 3 | 会務報告                                     |     |
| 第 4 | 報告第 91号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 9件  |
| 第 5 | 報告第 92号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について             | 9件  |
| 第 6 | 報告第 93号 農地部会審査報告について                     |     |
| 第 7 | 議案第197号 参考賃借料の改定について                     |     |
| 第 8 | 議案第198号 農用地の賃貸借に係る合意解約について               | 5件  |
| 第 9 | 議案第199号 農業振興地域整備計画の変更について                | 2件  |
| 第10 | 議案第200号 農地法第3条の規定による許可申請について             | 10件 |
| 第11 | 議案第201号 農地法第5条の規定による許可申請について             | 1件  |
| 第12 | 議案第202号 農用地の買入協議に係る要請について                | 7件  |
| 第13 | 議案第203号 農用地利用集積計画の作成の要請について              | 29件 |

### ○出席委員(16名)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 澁谷 洋 君   | 2番 高松 俊男 君  | 3番 高原 文男 君  |
| 4番 橘 澄子 君   | 5番 嶋中 勝 君   | 6番 甲斐やす子 君  |
| 7番 森田 享子 君  | 8番 大泉 義明 君  | 9番 渡邊 裕義 君  |
| 10番 平間 清 君  | 11番 類瀬 正幸 君 | 12番 熊谷 英二 君 |
| 13番 津野 斉 君  | 14番 笛木 眞一 君 | 15番 高橋 政寿 君 |
| 16番 佐瀬日出夫 君 |             |             |

### ○議事参与の制限を受けた委員( 名)

- |     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 番 君 | 番 君 | 番 君 |
| 番 君 |     |     |

### ○欠席委員( 0名)

### ○その他出席者

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局長 相撲 浩信 君 | 振興係長 不藤さとみ 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主 事 大河原 広 君  |

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第37回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・津野君 15番・高橋君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第37回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第91号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第91号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容9件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号9まで内容9件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第91号について説明させていただきます。



◎報告第92号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第92号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容8件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第92号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり8件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、熊谷委員、渡邊委員、甲斐委員。

報告年月日、令和2年6月11日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野672-1。

現況地目、畑。

面積、71,336㎡外3筆、合計面積は202,271㎡。

価格、11,340,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入。

続いて、土地の所在、字虹別原野677-1。

現況地目、畑。

面積、40,618㎡外1筆、合計面積は45,973㎡。

価格は、2,260,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続いて、土地の所在、字シラルトロエトロ15-3。

現況地目、畑。

面積、38,094㎡外11筆、合計面積は481,758㎡。

価格は、14,823,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野204-1。

現況地目、畑。

面積、3,274㎡外41筆、合計面積は606,234㎡。

価格、18,034,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続いて、土地の所在、字熊牛原野21線東36-4。

現況地目、畑。

面積、1, 556 m<sup>2</sup>外10筆、合計面積は209, 929 m<sup>2</sup>。

価格は、8, 516, 000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続いて、土地の所在、字虹別原野565-1。

現況地目、畑。

面積、91, 775 m<sup>2</sup>。

価格、6, 208, 000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野459-1。

現況地目、畑。

面積、46, 639 m<sup>2</sup>外2筆、合計面積は67, 122 m<sup>2</sup>。

価格は、2, 826, 000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野461-1。

現況地目、畑。

面積、14, 531 m<sup>2</sup>外3筆、合計面積は53, 686 m<sup>2</sup>。

価格は、2, 167, 000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

合計79筆、合計面積1, 758, 748 m<sup>2</sup>。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第92号、番号1について報告致します。

令和2年6月3日にあっせん委員の指名があり、令和2年6月11日に熊谷委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で役場大会議室において第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成27年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんが借上げ今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、  
あっせん委員、  
あっせん委員、熊谷委員、渡邊委員、甲斐委員。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、熊谷委員、渡邊委員、甲斐委員。

報告年月日、令和2年6月11日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野59線91-7。

現況地目、畑。

面積、32,133㎡外4筆、合計面積は97,494㎡。

価格は、6,712,000円。

譲受人氏名、  
譲受人氏名、

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第92号、番号2について報告致します。

令和2年6月3日にあっせん委員の指名があり、令和2年6月11日に熊谷委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で役場大会議室において第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成25年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、  
本件は、平成25年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、高原委員、笛木委員、熊谷委員。

報告年月日、令和2年5月13日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字上多和原野東1線64-3。

現況地目、畑。

面積、16,683㎡外15筆、合計面積は311,238.24㎡。

価格は、12,906,000円、※内12,000円についてはですね、買入協議対象外となっております。

上多和原野西1線70-16と70-18については、現況地目が施設用地と宅地になっておりまして、通常であれば畑以外はXXXXXXXXXXは購入しないのですが、付帯施設ということですね、買入協議対象外ではありますが、この案件の一連の付帯施設として購入していただくことになりました。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさんとなっております。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。

○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

報告第92号、番号3について報告致します。

令和2年4月16日にあっせん委員の指名があり、令和2年4月20日に高原委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので、令和2年5月13日に役場中会議室において、第2回あっせん委員会を開催し、買受け希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、8番・大泉君の報告を終わります。





詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、大泉委員、熊谷委員、渡邊委員。

報告年月日、令和2年4月30日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字西熊牛原野西2線70-2。

現況地目、畑。

面積、6,571㎡外8筆、合計面積142,374㎡。

価格、6,027,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて、土地の所在、字西熊牛原野西3線86-7。

現況地目、畑。

面積、47,834㎡外6筆、合計面積は103,891㎡。

価格は、4,460,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさん。

続いて、土地の所在、字西熊牛原野西4線58-2。

現況地目、畑。

面積、49,295㎡。

価格、2,500,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさん。



となりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字標茶 5 3 5 - 1。

現況地目、畑。

面積、5 1, 6 9 7 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計面積は 2 1 7, 5 6 9 m<sup>2</sup>。

価格は、1 2, 7 9 2, 0 0 0 円。

一時貸付予定者は、[REDACTED] さん。

続いて土地の所在、字栄 7 - 1。

現況地目、畑。

面積、1 9, 9 4 2 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計面積は 7 2, 0 2 6 m<sup>2</sup>。

価格は、2, 6 6 2, 0 0 0 円。

一時貸付予定者は、[REDACTED] さんとなっております。

合計 5 筆、合計面積 2 8 9, 5 9 5 m<sup>2</sup>。

なお、番号 7 につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9 番・渡邊君。

○9 番（渡邊裕義君） 9 番・渡邊です。

報告第 9 2 号、番号 7 について報告致します。

令和 2 年 4 月 1 5 日にあっせん委員の指名があり、令和 2 年 4 月 2 4 日に熊谷委員、大泉委員、嶋中委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和 2 年 4 月 3 0 日に [REDACTED] において、第 2 回あっせん委員会を開催し、買受け希望者を調整したところ、[REDACTED] さん、[REDACTED] さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 7 について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 7 については報告のとおり承認されました。

続いて番号 8 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号 8。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、大泉委員、熊谷委員、嶋中委員。

報告年月日、令和2年4月30日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

現況地目、畑。

面積、21,263㎡外34筆、合計面積は483,288㎡。

価格は、22,862,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

なお、番号8につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

報告第92号、番号8について報告致します。

令和2年4月15日にあっせん委員の指名があり、令和2年4月24日に熊谷委員、大泉委員、嶋中委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年4月30日にXXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受け希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第92号、内容8件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第93号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第93号、農地部会審査報告についてを議題と致します。事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第93号について説明させていただきます。

農地部会審査報告について、標茶町参考賃借料の改定について、審査の結果を報告するものであります。

農地部会審査報告書、別紙のとおりであります。

報告については、笛木農地部会長よりご報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止されましたが、標茶町農業委員会として、標準小作料の概念を引き継いだ形で参考賃借料を設定しており、前回改定から3年を経過したことから、令和2年度以降の参考賃借料を農地部会で審査し、次のとおり決定したので特別委員会会議規則第9条の規定により報告を致します。

標茶町参考賃借料の改定については、2月12日、2月27日に農地部会を開催し審議を行いました。

改定作業については、これまでの参考賃借料と同様、「土地残余方式」による算出を基本としてその金額をもとに、貸し手、借り手の代表者を含めた協議会を新型コロナウイルス感染防止のため書面開催による検討を進めました。

土地残余方式による算定結果では、粗収益と生産費用がほぼ横ばいで推移しており、大きな変更はありませんでした。

社会情勢においても、特記すべき事項がなくこれらを踏まえ、作目は牧草で10アール当たり、上畑を3,200円（現行賃借料と変更なし）、中畑を2,100円（現行賃借料と変更なし）、下畑を1,500円（現行賃借料と変更なし）に決定しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上で、農地部会長笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） すいません。

自分、無知でよくわからないのですが、この賃借料というのは、消費税はかからないのでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時44分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引続き会議を開きます。

ただ今の案件について、事務局より説明をお願いします。

○農地係長（小幡裕也君） この賃借料については、消費税はかかっておりませんのでご了承ください。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第93号については報告のとおり承認されました。

◎議案第197号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第197号、参考賃借料の改定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第197号について説明させていただきます。

参考賃借料の改訂について、農地法関係事務に係る処理基準第3の8の(1)の⑤に基づく判断基準として、下記のとおり参考賃借料を改定したいので、議決を求めるものであります。

標茶町参考賃借料は、表のとおりとなっております。

農地の区分、上畑。

参考賃借料(10a当り)、3,200円。

これは令和2年7月1日から適用、適用区域は標茶町内全域を対象としております。

作目は牧草で10a当りの収穫が4,000kgとなっております。

農地の区分、中畑。

参考賃借料は(10a当り)、2,100円。

これも令和2年7月1日から適用、適用区域は標茶町内全域を対象。

作目は牧草で10a当り3,500kg。

農地の区分、下畑。

参考賃借料(10a当り)、1,500円。

これも令和2年7月1日から適用、適用区域は標茶町内全域を対象としております。

作目は牧草で10a当り3,100kg。

この処理基準第3の8の(1)の⑤に基づく判断基準とはですね、地域の実勢の借賃に比べて、極端に高額な借賃で賃貸契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす恐れのある権利取得等は、周辺の地域における農地等の農業上の効率かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがあるとして、農地法第3条の所有権移転や賃貸借の許可をできないものとしております。

この表の下に記載しておりますが、処理基準第3の8の(1)の⑤に基づく判断基準の額は、原則として上畑の参考賃借料を超えた額とするものであります。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。  
以上をもって、議案第197号は原案可決されました。

◎議案第198号

- 会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第198号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

- 振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第198号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり5件であります。

番号1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字クチョロ175-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、4,409㎡外7筆、合計面積191,724㎡となっております。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年4月28日。

契約期間、平成28年4月28日から令和3年4月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年5月25日。

土地の引渡し時期、令和2年5月25日となっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

- 会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

- 1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第198号、番号1について報告致します。

6月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、XXXXXXXXXXさんと、賃借人、XXXXXXXXXXさんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

- 会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号2。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字虹別原野451-4の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、4,105㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成29年3月27日。

契約期間、平成29年3月27日から令和9年3月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年3月31日。

土地の引渡し時期、令和2年4月1日となっております。

なお、番号3につきまして、賃借人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

賃貸人、、さん。

土地の表示、字虹別原野268。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,972㎡外18筆、合計面積429,782㎡となっております。

なお、調査結果につきましては、高原委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 3番・高原君。

○3番(高原文男君) 3番・高原です。

議案第198号、番号2及び3について報告致します。

6月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、[ ]さん、[ ]さんと、賃借人、[ ]さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2から番号3まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については、原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号4。

賃貸人、[ ]さん、[ ]さん。

賃借人、[ ]さん、[ ]さん。

土地の表示、字チャンベツ原野74-11。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,635㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年7月31日。

契約期間、平成27年7月31日から令和2年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年6月5日。

土地の引渡し時期、令和2年6月5日となっております。

なお、番号5につきまして、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

賃借人、[ ]さん、[ ]さん。

土地の表示、字中チャンベツ原野北6線2-5。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、5, 365 m<sup>2</sup>。

契約年月日、平成28年9月30日。

契約期間、平成28年9月30日から令和8年9月29日まで。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第198号、番号4から番号5について報告致します。

6月23日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、■■■■さんと、賃借人、■■■■さん、■■■■さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号5まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については、原案可決されました。

以上をもって、議案198号、内容5件は原案可決されました。

#### ◎議案第199号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第199号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第199号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

区分、除外。

地番、字熊牛原野21線東17番地2。

現況地目、原野。

面積、4,744 m<sup>2</sup>。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル252枚。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷です。

議案第199号、番号1について報告を致します。

6月12日に事務局より調査の依頼があり、6月17日に渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが太陽電池パネルを建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び現況、除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字上多和104番地1。

現況地目、原野。

面積、50,316㎡の内48,285㎡外3筆、合計面積は50,404㎡

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル1,464枚。

土地所有者、XXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、日射条件もよい。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷です。

議案第199号、番号2について報告致します。

6月17日に事務局より調査の依頼があり、6月23日に高原委員、笛木委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の11ページから17ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが太陽電池パネルを建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び現況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第199号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第200号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第200号、農地法第3条の規定による許可申請について内容10件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

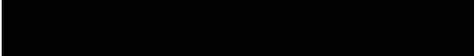
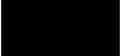
○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第200号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり10件であります。

番号1。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字熊牛原野14線西1-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,695㎡外5筆、合計面積79,479㎡。

契約の種類、交換。

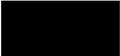
権利移転設定の理由、譲渡人、利便性向上のため、譲受人、利便性向上のため。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人2,302,983㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号2。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字熊牛原野12線西4-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,170㎡外4筆、合計面積は135,596㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に利便性向上のため。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,843,404㎡うち借入地483,027㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第200号、番号1、2について報告致します。

6月11日に事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

■■■■さんと■■■■さん双方の、利便性向上のため農地を交換し、効率的に農地を使用するためです。

申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されるかについても確認しました。

■■■■さんと、■■■■さんの申請地を含めた、農地所有面積は下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号5まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号5まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

譲渡人、■■■■、■■■■さん。

譲受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線40-2。

地目、登記簿、畑。

現況、採放地。

面積、5,040㎡外6筆、合計面積19,026㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金176,303円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人畑1,411,449㎡うち借入地470,470、採放地19,026㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号4から番号5については、譲渡人、契約の種類、権利移転の理由が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野北6線2-5。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、5,365㎡。

資金調達の方法及び価格、自己資金160,950円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人畑1,233,718㎡うち借入地59,325㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号5。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字多和425-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、38,612㎡。

資金調達の方法及び価格、自己資金77,224円。

世帯員又は構成員、譲受人29名。

畑、採放地につきましては、譲受人2,659,935㎡うち借入地860,733㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては甲斐委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第200号、番号3から番号5について報告致します。

6月10日に事務局より調査依頼があり、6月23日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[REDACTED]さんは、すでに離農しているため農地を売渡し、譲受人の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは農地を取得し、規模拡大のため今回の申請となりました。[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんが申請地を譲受後、この農地全てについて、耕作を行い農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく効率的に利用されることについても確認致しました。

また、それぞれ経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3から番号5まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号5まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号6から番号8まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

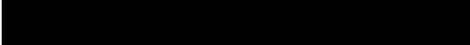
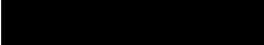
よって、番号6から番号8まで内容3件を、一括議題と致します。

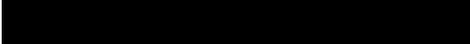
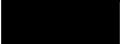
事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号6。

貸付人、、さん。

借受人、、さん。

土地の所在、字クチョロ原野北13線1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、64,000㎡。

契約の種類、賃貸借(許可日から5年間)。

権利設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

価格、64,000円。

世帯員又は構成員、借受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人1,384,927㎡うち借入地90,927㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号7から番号8につきましては貸付人、契約の種類、権利設定の理由が番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7。

借受人、、さん。

土地の所在、字クチョロ原野北13線1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、35,600㎡。

価格、35,600円。

世帯員又は構成員、借受人4名。

畑、採放地につきましては、借受人698,400㎡うち借入地381,800㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号8。

借受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字クチョロ原野北13線1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、34,500㎡。

価格、34,500円。

世帯員又は構成員、借受人3名。

畑、採放地につきましては、借受人1,054,800㎡うち借入地689,300㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第200号、番号6から番号8について報告致します。

6月11日に事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人の[redacted]さんは、相手方要望により農地を貸付、借受人の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんが申請地を借受後、この農地全てについて、耕作を行い農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく効率的に利用されることについても確認致しました。

また、それぞれ経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6から番号8まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号8まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号9。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字クチヨロ175-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、8,864㎡外7筆、合計面積217,359㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金8,000,000円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人畑が1,537,359㎡うち借入地340,000㎡、採放地は180,000㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員により報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第200号、番号9について報告致します。

6月11日に事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■さんは、相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

■■■■さんが申請地を取得後、この農地全てについて、耕作を行い農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく効率的に利用されることについても確認致しました。

また、■■■■さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号10。

譲渡人、■■■■、■■■■さん。

譲受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字阿歴内486。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,185㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金13,000円。

世帯員又は構成員、譲受人6名。

畑、採放地については、譲受人が2,822,468㎡うち借入地2,498,485㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第200号、番号10について報告致します。

6月11日に事務局より調査依頼があり、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■■さんは、相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■■さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

■■■■■さんが申請地を取得後、この農地全てについて、耕作を行い農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく効率的に利用されることについても確認致しました。

また、■■■■■さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案第200号、内容10件は原案可決されました。

#### ◎議案第201号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第201号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第201号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、 [redacted]、 [redacted] さん。  
転用者、 [redacted]、 [redacted] さん。

土地の所在、字ヌッパシュナイ14-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、10,886.78㎡外1筆、合計面積16,427.72㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日から令和3年7月21日まで。

採取量68,444㎡。

事業費、3,718,000円

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員となっております。

調査結果につきましては嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第201号、番号1について報告いたします。

6月12日に事務局より調査の依頼があり、6月17日に渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の18ページから21ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、借主の [redacted] さんで、貸主の [redacted] さんの土地で、山砂採取を目的とした、一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第201号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第202号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第202号、農用地の買入協議に係る要請について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第202号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり6件であります。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、令和2年4月6日。

土地の所在、字上多和原野東1線64-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,683㎡外13筆、合計面積は308,886㎡。

上多和原野西1線70-16と70-18については、現況地目が農地ではないことから、買入の協議対象とはしませんが、合理化事業による買入をすることで記載されているものでございます。

番号2。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、令和2年2月21日。

土地の所在、字オソツベツ 30-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、186, 115 m<sup>2</sup>外6筆、合計面積は481, 536 m<sup>2</sup>。

番号3。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、令和2年3月31日。

土地の所在、字標茶 212-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9, 549 m<sup>2</sup>外8筆、合計面積は409, 747 m<sup>2</sup>。

番号4。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、令和2年4月1日。

土地の所在、字西熊牛原野西2線 70-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6, 571 m<sup>2</sup>外19筆、合計面積は431, 746 m<sup>2</sup>。

番号5。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、令和2年2月27日。

土地の所在、字標茶 535-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51, 697 m<sup>2</sup>外4筆、合計面積は289, 595 m<sup>2</sup>。

番号6。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、令和2年4月8日。

土地の所在、字熊牛原野 22線東 32-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21, 263 m<sup>2</sup>外34筆、合計面積は483, 288 m<sup>2</sup>。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号6まで内容6件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで、内容6件については原案可決されました。

以上をもって、議案第202号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第203号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第203号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容29件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号9まで内容9件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第203号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり29件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野672-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、71,336㎡外3筆、合計面積202,271㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、令和2年6月30日。

対価の支払期限は、令和2年9月30日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、11,340,000円。

支払方法は、指定口座振込となっております。

なお、番号2から番号9につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野677-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,618㎡外1筆、合計面積45,973㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、2,260,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

土地の所在、字シラルトロエトロ 15-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,094㎡外11筆、合計面積481,758㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

価格は、14,823,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 204-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,274㎡外41筆、合計面積606,234㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

価格は、18,034,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

土地の所在、字熊牛原野 21線東 36-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,556㎡外10筆、合計面積209,929㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

価格は、8,516,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

土地の所在、字虹別原野 565-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、91,775㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、6,208,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 459-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,639㎡外2筆、合計面積67,122㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、2,826,000円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、  
さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 461-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,531㎡外3筆、合計面積53,686㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、2,167,000円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野59線91-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,133㎡外4筆、合計面積97,494㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、6,712,000円となっております。

なお、番号1から番号9までは、あっせん案件ですので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号9まで内容9件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件については原案可決されました。

続いて、番号10を議題と致します。

なお、XXXX番・XXXX君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（XXXXXX君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-44。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、5,057㎡外1筆、合計面積47,222㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額は、年間9,444円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号10については、高松委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第203号、番号10について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼があり、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

（[ ]君復席）

続いて、番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字オソツベツ668-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、118,279㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期は、令和2年6月30日。

金額は、無償となっております。

番号11につきましては、高橋委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第203号、番号11について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[ ]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて、番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、[ ]さん、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]さん、[ ]さん。

土地の所在、字オソツベツ原野691-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、120, 378㎡外1筆、合計面積263, 055㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額は、無償となっております。

番号12につきましては、高橋委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第203号、番号12について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、後継者である[ ]さんに農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]  
[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字標茶205-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,882㎡外7筆、合計面積108,325㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額は、年間108,325円。

支払方法、毎年12末日までに指定口座振込みとなっております。

番号13につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第203号、番号13について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼があり、6月23日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号13について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字クチョロ原野74の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、11, 132㎡外4筆、合計面積48, 142㎡。

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額は、年間67,398円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号14につきましては、澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第203号、番号14について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号14について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて、番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字熊牛原野12線西4-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,170㎡外4筆、合計面積135,596㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和24年11月26日まで。

土地の引渡時期は、令和2年6月30日。

金額、無償となっております。

番号15につきましては、森田委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第203号、番号15について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、後継者である[ ]さんに農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、自給飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[ ]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字栄190-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,000㎡外8筆、合計面積169,400㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額は、年間290,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号16につきましては、森田委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田。

議案第203号、番号16について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、自給飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号16について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

（[ ]君復席）

続いて番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字標茶761-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,996㎡外36筆、合計面積1,199,355㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和22年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額、無償となっております。

番号17につきましては、渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第203号、番号17について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さんは、後継者である■■■■さんに農地を貸付けするものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということであります。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号17について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

お諮り致します。

番号18から番号20まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号20まで内容3件を一括議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字虹別原野456-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,313㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額は、年間147,939円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号19、番号20につきましては、利用権の設定等受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号18と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字虹別原野268。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,972㎡外17筆、合計面積428,080㎡。

金額は、年間1,284,240円。

番号20。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字虹別原野451-4の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、4,105㎡。

金額、年間12,315円となっております。

なお、番号18から番号20につきましては、高原委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第203号、番号18から番号20について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規及び継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXさん、XXXXさん、XXXXさんは相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号18から番号20まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号20まで内容3件については原案可決されました。

([ ]君復席)

続いて番号21を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号21。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字虹別原野724-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、39,827㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額、年間120,000円。

支払方法、毎年10末日までに指定口座振込みとなっております。

番号21については、高原委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 3番・高原君。

○3番(高原文男君) 3番・高原です。

議案第203号、番号21について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。  
貸主の[ ]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。  
借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号21について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21については原案可決されました。

続いて、番号22を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号22。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字虹別429-7の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、105,087㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和7年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額、年間325,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号22につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますのでより報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第203号、番号22について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりまし

た。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。  
貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号22について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号22については原案可決されました。

続いて、番号23を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号23。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、宇虹別原野447-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、188, 186㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年6月30日。

金額、年間600, 000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号23につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますのでより報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第203号、番号23について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号23について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号23については原案可決されました。

続いて、番号24を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号24。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、字虹別原野67線118-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、72,794㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期は、令和2年6月30日。

金額は、年間232,941円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号24につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますのでより報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笹木眞一君） 14番・笹木です。

議案第203号、番号24について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[ ]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[ ]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号24について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号24については原案可決されました。

続いて、番号25を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号25。

利用権の設定等を受ける者、[ ]、[ ]さん。

利用権の設定等をする者、[ ]、[ ]さん。

土地の所在、宇虹別原野211-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、16,676㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期は、令和2年6月30日。

金額、無償となっております。

番号25につきましては、笹木委員に調査を依頼しておりますのでより報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第203号、番号25について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さんは、後継者である■■■■さんに農地を貸付けするものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号25について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号25については原案可決されました。

お諮り致します。

番号26から番号27まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号26から番号27まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号26。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、宇虹別原野36-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,849㎡外4筆、合計面積94,108㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

土地の引渡時期は、令和2年6月30日。

金額は、年間284,217円。

支払方法は、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号27について、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号26と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号27。

利用権の設定等を受ける者、  
[REDACTED]、  
[REDACTED]さん。

土地の所在、宇虹別原野62-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、44,663外2筆、合計面積94,635㎡。

金額は、年間232,236円となっております。

番号26及び番号27につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第203号、番号26から番号27について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]さん及び[REDACTED]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号26から番号27まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号26から番号27まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号28から番号29まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

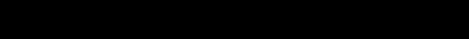
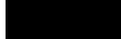
よって、番号28から番号29まで内容2件を一括議題と致します。

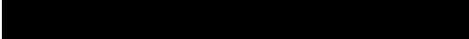
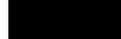
事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号28。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野327-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、28, 519㎡外4筆、合計面積130, 189㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年6月30日から令和7年6月29日まで。

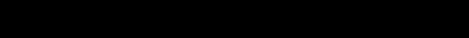
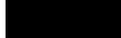
土地の引渡時期は、令和2年6月30日。

金額は、年間344, 592円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号29につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号28と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号29。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

土地の所在、字片無去21-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10, 534外5筆、合計面積67, 118㎡。

金額は、年間198, 282円となっております。

番号28及び番号29につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第203号、番号28から番号29について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月23日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の■■■■さん及び■■■■さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号28から番号29まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号28から番号29まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第203号、内容29件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第37標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 第37回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前12時37分閉会)